

平成 18 年生駒市教育委員会第 12 回定例会会議録

1 日 時 平成 18 年 12 月 22 日(金) 午後 1 時 30 分

2 場 所 401・402 会議室

3 審査事項

- 1 報告第 17 号 平成 18 年生駒市議会第 7 回(12 月)定例会提出議案の結果について
- 2 報告第 18 号 平成 19 年 4 月教職員人事異動方針について
- 3 報告第 19 号 いじめ問題に対する取り組み状況等調査結果について
- 4 議案第 17 号 生駒市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

4 出席委員

委員長 中 井 公 人
委員 木 下 正 己

委員(委員長職務代理者) 中 田 和 子
教育長 早 川 英 雄

5 欠席委員

なし

6 事務局職員出席者

教育総務部長	梅 本 敏 弘	生涯学習部長	大 西 長 治
教育総務部次長	木 村 由 則	教育総務課長	中 田 好 昭
教育指導課長	西 井 久 之	人権教育課長	宿 賀 忍
生涯学習振興課長	米 田 秀 一	女性青少年課長	峯 島 妙
中央公民館長	松 本 裕 孝	芸術会館長	行 元 政 樹
南コミュニティセンター館長	山 本 博 康	北コミュニティセンター館長	奥 村 直 幸
図書会館長	平 井 克 典	体育振興課長	廣 岡 正 文
教育総務課課長補佐	井 坂 達 也	教育指導課課長補佐	上 埜 秀 樹
教育指導課課長補佐	寺 田 詩 子	生涯学習振興課課長補佐	西 野 敦
女性青少年課課長補佐	吉 岡 秀 高	体育振興課課長補佐	中 井 宏
図書会館副会館長	辻 中 昇	教育総務課庶務係長	辻 中 伸 弘
書 記	楠 下 崇 子		

午後 1 時 30 分開会

中井委員長：平成 18 年生駒市教育委員会第 12 回定例会を開催いたします。本日は、傍聴の申請がありましたので、入室していただいております。

~~~~~

中井委員長：それでは日程第 1、前回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

異議なし

中井委員長：ご異議なしということで別紙のとおり調製することに決定いたします。ご署名をお願いいたします。

署名

~~~~~

中井委員長：続きまして、日程第 2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 1 時 30 分から午後 5 時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

異議なし

中井委員長：ご異議なしと認め、第 12 回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 1 時 30 分から午後 5 時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

中井委員長：続きまして、日程第 3、報告第 17 号、平成 18 年生駒市議会第 7 回（12 月）定例会提出議案の結果についてを議題といたします。中田課長から説明を受けます。

中田課長：本件につきましては、先の教育委員会定例会でご審議いただきました、南コミュニティセンター施設整備事業の繰越明許費の設定と通園バス取得による幼稚園費の増額を内容といたします「平成 18 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）」に伴うもので、去る 12 月 13 日開会の 12 月定例市議会では、環境文教委員会の審査を経まして、本日の最終本会議にて原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

中田委員：議会ではどのような質疑がありましたか。

中田課長：通園バスの購入理由や車輛の活用方法などに質問や意見をいただきました。

通園バスの購入理由ですが、けいはんな線開業の影響を受け、西白庭台等の周辺住宅の保護者ニーズが予想以上であったためでございます。また、通園バスの活用方法については、参観時等、保護者が有効活用できないかという意見がありましたが、幼児用として座席の大きさなどを考慮された特殊車両であることを説明し、ご理解いただきました。

木下委員：通園バスの購入及び運行について、今後の予定を確認したいのですが。

中田課長：購入については、年明け早々に入札を考えておりますが、特殊車両のため改造に2ヶ月を有します。運行は、来年度からと考えております。

木下委員：保護者の皆さんに影響が生じないような限りの努力をお願いします。

中井委員長：それでは、本案については報告のとおり了承いたすことにご異議ございませんか。

異議なし

中井委員長：ご異議なしと認め、報告のとおり了承いたすことに決定します。

~~~~~

中井委員長：続きまして、日程第4、報告第18号、平成19年4月教職員人事異動方針についてを議題といたします。教育総務課中田課長から説明を受けます。

中田課長：本案につきましては、去る11月30日開催の市町村教育長会議におきまして、奈良県教育委員会が示されました平成19年4月の教職員人事異動方針に伴うもので、内容は、昨年とほぼ同様となっておりますが、本文の朗読をもって本案の説明に代えさせていただきますと思います。なお、これら人事異動方針につきましては、校園長会で、既に各校・園長にその旨を伝達し、翌日には全教職員への周知方を図っております。

(平成19年4月教職員人事異動方針 朗読)

中井委員長：ただ今、説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

木下委員：昨年と異なる点はありましたか。

中田課長：はい、転任について従来の市町村間に加えて校種間の交流が加わりました。小・中学校にまたがった異動ということでございます。

中田委員：新規採用職員の場合の同一校での長期勤務とは、何年をめどに考えるのですか。

中田課長：6年です。

木下委員：来年度の本市の教職員の過員状況はどうか。

中田課長：小学校で4人、中学校で6人、いずれも不足になる見込みです。

中田委員：教育に対する市民の期待は大きいと思いますので、適切な人事異動となるよう努力願います。

早川教育長：人事異動は、新規採用者以外は、同一校での長期勤務は10年をめどに考えております。

部活や教科のこともあり難しいのですが、本市では小学校で前向きに取り組んでいただき長期勤務率はかなり低くなっております。また、中学校でも積極的に取り組んでいただき、県からも評価をいただいております。

過員状況ですが、都市部では不足していても、へき地では統合が進むなどして過員状態にあります。原則として調書で本人の希望を聞きながら行っておりますが、先の校園長会で、より活性化を図るため全県的な視野に立って異動範囲を考えてもらうよう求めたところです。

中井委員長：全国的には少子化でも、本市では教員が不足している状況だということです。できるだけ若いうちにいろいろな場所でいろいろな経験を積むことで優秀な人材が育つと思いますので、スムーズにかつ有意義な異動になるようお願いいたします。

それでは、日程第4、報告第18号、平成19年4月教職員人事異動方針については報告のとおり了承いたすことにご異議ございませんか。

異議なし

中井委員長：ご異議なしと認めます。よって、報告のとおり了承いたすことに決しました。

~~~~~

中井委員長：続きまして、日程第5、報告第19号、いじめ問題に対する取り組み状況等調査結果についてを議題といたします。教育指導課西井課長から説明を受けます。

西井課長：市教育委員会として、いじめは人権を踏みにじる、決して許すことのできない事象と捉え、今回の一連の事象に危機感を持ち対応してまいりました。

本調査は、11月1日付けで各学校における取組状況やいじめの把握状況・対応状況を把握するため、市独自で緊急調査を行ったもので、その内容について報告させていただきます。

( 件数等について報告 )

今期の調査では、いじめの定義である「一方的・継続的」でないものも含まれており、いじめの芽にあたるものも含まれていると考えております。

各学校においては、教職員による共通理解、情報交換の充実、家庭との連携強化、指導体制の整備等をすすめ、全校・学年集会における指導や学級活動・道徳による指導に努めており、解決に向けて積極的に体制を整え、取組を進めております。

なお、11月15日までに相談窓口を示したプリントを作成し、各学校を通じて全幼児・児童・生徒に配布するとともに、各学校では学校だよりや校長通信等で相談窓口やスクールカウンセラーへの相談、保護者の児童把握などの啓発に努めています。

事務局としても今後とも、各学校との情報交換・連携を密にし、学校の取組を支援してまいります。

中井委員長：委員の皆様からご質問等ございませんか。

木下委員：スクールカウンセラーの配置状況はどうなっていますか。

西井課長：中学校については全校に配置済みです。具体的には、県からの派遣者を3中学校、市の雇用者を5中学校に配置しております。さらに教育支援施設にも教育相談および適応指導教室の担当として1名、小学校の担当として2名を置いております。

中田委員：学校間あるいは幼・小・中の校種間の連携はどうされていますか。

西井課長：職員の連携については同じ校区ですので、管理職同士の交流や生徒指導、特別支援教育等、いろいろな面から連携を図っております。また、職員にかかわらず、幼・小・中の連携事業や、出前講座・公開授業・体験学習等を通じて校種間の交流も行っております。

中田委員：これからも一層密に連携を図るようお願いします。

木下委員：いじめ問題は、文科省に手紙が届くなど大きな社会問題となっています。本来、先生、保護者、地域の方が連携して取り組むべき問題だと思っておりますので、今後も適切な対応に努めてください。

早川教育長：この件に関しては市議会でも取り上げられ、学校と教育委員会が連携し適切に対応するようご意見をいただきました。

市教委が実施した11月の独自調査の結果、未解決の事案もありましたし、今後新たな問題が起きる可能性もありますので、現場と連携を取りつつ対応したいと考えております。また、次回のいじめ対策会議については、例年より早期に開催し、今後の対応について提

言をいただく予定です。

なお、これから冬休みに入りますが、休み中に孤立感を覚える子どもがいるかもしれませんので、休業前にはその点も留意して指導にあたるよう連絡しております。また、今後も様々な機会において、子どもたちに命の尊さと、誰もが「ひとりぼっちではない」「必要な存在」であることを伝えるとともに、問題解決のための組織があることも知らせていきたいと考えております。

中井委員長：独自調査など、迅速に対応していただいたと思いますが、今後も適切な対応をお願いします。

それでは、日程第5、報告第19号、いじめ問題に対する取り組み状況等調査結果については報告のとおり了承いたすことにご異議ございませんか。

異議なし

中井委員長：ご異議なしと認めます。よって、報告のとおり了承いたすことに決しました。

~~~~~

中井委員長：続きまして、日程第6、議案第17号、生駒市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。生涯学習振興課米田課長、お願いします。

米田課長：この規則は生駒市コミュニティセンター、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンターI S T Aはばたきの3施設をまとめた規則で、この度、奈良県が推し進めています奈良電子自治体共同運営システムのうち、各コミュニティセンターの利用者の利便を図ることを目的とした施設予約システムの導入に伴い、施設使用許可手続きの特例を定めるため、生駒市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正するものでございます。

具体的には施設予約システムを利用しますと、施設の使用許可に関する手続きが、インターネットを通じオンラインで可能となります。今後の流れですが、まず本予約システムの活用を希望される団体・個人には、登録申請を必要としますので、その受付について、平成19年1月15日号の広報で周知のうえ、同年2月1日から登録受付を開始し、同年3月1日から本予約システムを導入する予定です。

なお、本予約システム導入予定の施設は、当初は南コミュニティセンター及び北コミュニティセンターの2施設ですが、今後受け入れ態勢が整い次第、全施設で随時導入を予定しております。

木下委員：このシステムの本市での導入状況はどうなっていますか。

米田課長：システムの稼働は平成18年2月からですが、各種がん検診の申し込みや、水道の開閉栓の届出、パパ講座の申し込み、中央公民館と花のまちづくりセンターの施設予約を行っています。

木下委員：中央公民館について、利用状況はどうか。

米田課長：2月から12月半ばまでの件数になりますが、85件で月平均8件程度です。

木下委員：今後の予定を教えてください。

米田課長：2月1日から新たな手続きとして、介護保険被保険者証や医療費受給資格証の再交付申請等を開始します。また3月1日から、北コミュニティセンター及び南コミュニティセンターの施設予約を開始したいと考えております。

中井委員長：他にないようでしたら、日程第6、議案第17号、生駒市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

異議なし

中井委員長：ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

中井委員長：本日の日程はすべて終了いたしました。教育委員の皆様には、この後、社会教育委員との懇談が予定されておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

午後2時20分 閉会